

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

令和元年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折千四百二十八番地九十二

池田 孝雄

二 建築協定区域

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字後谷七百九十九番五十八外四百十七筆四百十一区画